

## 外貨定期預金規定

### 1. (預金契約の成立)

当行は、お客様からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

### 2. (預 入)

この預金に受入れできるものは、預入通貨と同一通貨による次のものとします。

- (1) 円現金および振替による円資金（資金決済を確認済みのもの）
- (2) 振替による外貨資金（外貨普通預金）

### 3. (預金の支払時期と自動継続)

- (1) この預金は、証書表面記載の満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 自動継続扱いの場合は、証書表面記載の満期日に前回と同一期間の預金に自動的に継続します。

継続された預金についても同様とします。

- (3) 預金の継続後の利率は、継続日における当行店頭に掲示する外貨定期預金利率とします。
- (4) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。

この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

### 4. (利 息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をした場合は継続日）から満期日の前日までの期間について証書表面記載の利率（継続した場合は上記 2. (3) の利率）によって計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に元金に組み入れて継続するか、または指定口座に入金します。
- (2) この預金を第 7 条第 1 項により満期日前に解約する場合および預金等共通規定第 7 条第 4 項の規定により解約する場合、その利息は、預入日（継続をした場合は最後の継続日）から解約日の前日までの期間について、当行店頭に掲示する外貨普通預金利率または外貨定期預金利率（解約利率）によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の付利単位は預入外貨の補助通貨単位とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

### 5. (外国為替相場・手数料)

- (1) この預金の預入れまたは払戻しを円貨を対価として行う場合は、当行店頭で表示される為替相場により換算します。
- (2) この預金の預入れまたは払戻しについて、別にお知らせした取扱手数料をいただくことがあります。
- (3) この預金取引を行うに際しては、外国為替市場の変動により、払戻時の元利合計円貨額が預入時の元本円貨額を下回る元本割れが生じる可能性があること、また、預入時と払戻時の外国為替市場水準に変動がなかった場合であっても、預入取引と払戻取引のそれぞれに適用される換算相場の相違により元本割れが生じる可能性があるこ

とを承認したものとし、当行はその責任を一切負いません。

6. (為替予約)

この預金を期日解約する場合に適用する為替相場を確定するため為替予約を締結するときは、別に定める外国為替予約取引に関する約定書によります。

7. (預金の解約)

- (1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。

8. (印鑑照合等)

証書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた場合、および払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った場合における払戻しは有効な取引とします。

9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定したうえ、所定の払戻請求書に届出の署名・印章により記名押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10. (法規の準拠)

この預金取引については外国為替関連法規の定めに従います。

11. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上